

## ※調整方針

利用調整については、事前に提出書類および保護者・児童との面接により家庭状況調査を実施し、名張市保育利用調整基準をもとに判定会議を行い、優先順位の高い児童から保育の利用を決定します。

1. 保護者それぞれについて基準表1により該当する項目の点数の合計を基準点とする。
2. 基準点に基準表2(調整点)を加えたものを総合点とする。
3. 総合点の高い児童から優先順位の決定を行う。
4. 総合点が同点の場合は、基準表3により順位を決定する。
5. 形態・調整事項が重複した場合は点数の高い方及び減点の大きい方を採用する。
6. ひとり親家庭の場合は95点を基準点に加算することとする。

## ※二次受付について

### ○令和7年4月1日入所、または育休明け保育の二次受付の申込み

一次受付期間内の申込みにかかる保育利用決定後、保育所等の利用定員に余裕のあるときは、二次受付で申込みをした者を対象に利用調整を実施し、内定者に面接を行った後、判定会議にて保育利用決定を行います。申請書は、一次受付期間終了後、随時配布します。

### ○申込書類の受付場所と申込受付期間

- ・市役所保育幼稚園室で受付（郵送での提出はできません。）
- ・令和7年1月6日（月）～1月17日（金）  
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分まで ※期間・時間厳守

### ○育休明け保育の二次受付について

育休明けに保育を受けたい方は、一次受付と同じ注意事項がありますので、P8～11をよく確認して申込みをしてください。

